



# 東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム

## 第3回連絡協議会

令和4年12月16日

# 本日の次第（案）

## 1 都の計画等

- 建築物環境報告書制度の概要及び支援策
- 長期優良住宅における太陽光発電設置等の取り扱い
- 電気との新しい暮らし方 災害などの非常時に備えて安心。クリーンで快適な暮らしへ。

## 2 団体の活動紹介

（東京電力エナジーパートナー株式会社）

- 会員団体一覧
- （一社）リノベーション協議会

## 3 都の補助金紹介

- 木材利用ポイント事業
- 東京ゼロエミ住宅導入促進事業（四定補正内容、拡充）
- 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（四定補正内容、拡充）
- 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）（四定補正内容、拡充）
- 充電設備導入促進事業
- 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業
- 東京都既存住宅省エネ改修促進事業
- 東京都省エネ再エネ普及促進事業補助金

## 4 事務局からの連絡

## 5 質疑応答・プラットフォームへの要望等



# 1. 都の計画等

## 説明内容

○建築物環境報告書制度の概要及び支援策

○長期優良住宅における太陽光発電設置等の取り扱い

○電気との新しい暮らし方 災害などの非常時に備えて安心。グリーンで快適な暮らしへ。  
(東京電力エナジーパートナー株式会社)

## 別紙 1

## ZEH等に関する改正概要（新築住宅認定）R4年10月1日

### 見直しの必要性

- ・長期優良住宅の現行の壁量基準は、耐震等級2又は3。
- ・一方、近年、断熱材や省エネ設備の設置などにより木造建築物が重量化。社会資本整備審議会答申（R4.2）において、壁量計算等で構造安全性を確認している木造建築物の安全性確保のため、**必要な壁量等の構造安全性の基準を整備**することとされた。
- ・長期優良住宅の省エネ性能に係る認定基準は、**R4年10月よりZEH水準に引き上げ予定**。建築基準法における壁量基準の整備を踏まえ、長期優良住宅の壁量基準についても必要な水準に見直すことが必要。

### 基準見直しの考え方

- ・**現行の耐震等級3相当の基準を満たせば**、建築物の重量化を踏まえたとしても、**概ね長期優良住宅の求める性能を有する見込み**。
- ・住宅の設計や設計ツールの開発には一定の期間を要するため、10月以降の認定に向け、新たな壁量基準を設定した場合、早期に基準を明示したとしても、**設計の現場において混乱が生じるおそれ**。
- ・現場が混乱しないためには、住宅性能表示等の**既存の基準を活用して**、早期に基準を明示することが重要

### 見直し内容

- ・長期優良住宅の壁量基準については、現行の住宅性能表示制度の**耐震等級3※**とする。  
ただし、PV等を搭載した場合は、仕様に関わらず重い屋根の壁量基準を満たすものとする。
  - ・なお、今後、建築基準法等において、新たな壁量基準が定められ、必要な周知などを行い、導入が可能となった段階で、当該基準へと見直すこととする。
- ※住宅性能表示制度における**構造計算による場合は、引き続き、実荷重を踏まえた上で耐震等級2以上の基準へ適合すれば認定基準を満たす**。

- ・省エネルギー性能  
断熱等性能等級5かつ  
一次エネルギー消費量等級6  
(ZEH水準)
- ・耐震性 耐震等級3  
(階数が2以下の木造建築物等で  
壁量計算による場合)
- ・太陽光発電設備設置の場合には  
重い屋根の壁量基準が適用

次ページ参照

次々ページ参照  
建築基準法における基準（案）の概要を令和4年10月28日に公表



## 現行必要壁量とZEHの重量化を考慮した必要壁量

### 【参考】現行の壁量基準と重量化を反映した必要壁量案との比較

・現行の耐震等級3の必要壁量は、現行の耐震等級2に重量化を反映した場合の必要壁量と概ね同等。現行の耐震等級3を満たせば、概ね長期優良住宅の求める性能を有する見込み。

【現行の必要壁量】

	仕様等	平家	2階建て	
			1階	2階
耐震等級3 ※1 今後の長期優良住宅の基準案	重い屋根	30	69	41.1
	軽い屋根	22	54	30.14
耐震等級2 ※1 現行の長期優良住宅の基準	重い屋根	25	58	34.3
	軽い屋根	18	45	24.7

【ZEHの重量化を反映した必要壁量（案）】(cm/m<sup>2</sup>)

	仕様等	平家	2階建て		
			1階	2階	
耐震等級3 ※1	重い屋根	38	80	48	
	軽い屋根 ※2	PV有	32	72	42
		PV無	29	68	38
耐震等級2 ※1 建物の重量化を反映	重い屋根	32	67	40	
	軽い屋根 ※2	PV有	27	60	35
		PV無	24	57	32

※1 総2階、Z（地震地域係数）=1.0の場合

※2 実荷重に応じて計算した場合の必要壁量。あくまで、一定の仮定を置いて計算した場合であり、当該必要壁量が見直し後の耐震等級の基準となるわけではない。

## 木造ZEH水準住宅等の構造関係規定見直しについて（抜粋）

- 木造のZEH水準住宅等を対象に構造関係規定見直し実施予定（R5年秋頃公布、R7年4月施行予定）

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000166.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html)

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための  
必要な壁量等の基準（案）の概要の公表について

令和4年10月28日

国土交通省住宅局

参事官（建築企画担当）付

－ 略 －

これらを受けて、国土交通省では、構造関係規定の見直しについての検討を行う有識者会議での審議結果を踏まえながら、建築基準法に基づく「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」を別紙のとおり、とりまとめたところです。

今後、改正法の構造関係規定の施行に必要な建築基準法施行令等の改正<sup>※1</sup>を行い、これとあわせて同基準（案）の概要を原案として必要な壁量等の基準を位置付けることを予定しています。同施行令等の施行までの間は、ZEH水準等<sup>※2</sup>の省エネ性能の高い建築物であっても現行規定に基づいて建築することが可能ですが、ZEH水準等の建築物が重量化する傾向にあることを踏まえ、同施行令等の公布までの間も、施行後に必要となる壁量等を確保しておこうとする建築主等がZEH水準等の建築物を建築する際の参考資料として、同基準（案）の概要を公表することとしたものです。

引き続き、同基準（案）の概要を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布の予定としています。

- ※1 改正法に関連する建築基準法施行令の改正のうち構造関係規定に関する内容についても、令和5年秋頃の公布、令和7年4月からの施行を予定しています。また、関係告示の改正についても、同施行令の公布後速やかに公布、令和7年4月からの施行を予定しており、施行に向けて十分な周知期間を確保することとしています。
- ※2 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準（ZEH水準）のほか、同基準（案）ではZEH-M水準、ZEB水準等を含みます。

- 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要（抜粋）

表1 ZEH水準等の建築物における必要な壁量に関する基準（案）の追加  
＜令第46条第4項関係＞

	階の床面積に乗ずる数値 (単位 一平方メートルにつきセンチメートル)					
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階	階数が三の建築物の一階	階数が三の建築物の二階	階数が三の建築物の三階
第四十三条第一項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第四十三条第一項の表の(二)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18
ZEH水準等の建築物(案)	25	53	31	81	62	36

重い屋根  
軽い屋根  
ZEH

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

## 長期優良住宅認定取得した住宅への太陽光発電設備の設置

○R4年9月30日以前に長期優良住宅の認定を取得した住宅へ後付けで太陽光発電設備を設置

認定基準：R4年9月30日以前の基準

- ・耐震性：（階数が2以下の木造建築物等で壁量計算による場合）  
等級2以上  
屋根荷重の考え方に太陽光発電設備はなし

（構造計算による場合）  
等級2以上  
太陽光パネルの荷重は適切に設定

○変更、軽微な変更等の取扱いは特定行政庁に要確認



# 別紙 2



## 説明内容・団体

- 会員団体一覧（45団体・令和4年12月1日時点）
- （一社）リノベーション協議会

区分	団体名（50音順）	区分	団体名（50音順）
住宅事業者団体	（一社）住宅生産団体連合会	省エネ・再エネ設備団体	（一社）建築開口部協会
	（一社）ZEH推進協議会		（一社）ソーラーシステム振興協会
	（一社）全国住宅産業協会		（一社）太陽光発電協会
	（一社）日本ツーバイフォー建築協会		断熱建材協議会
	（一社）日本木造住宅産業協会		NPO法人 地中熱利用促進協会
	（一社）不動産協会		NPO法人 電線のない街づくり支援ネットワーク
	（一社）プレハブ建築協会		（公財）東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター
	（一社）リビングアメニティ協会		（一社）日本建材・住宅設備産業協会
リフォーム事業者団体	（一社）住活協リフォーム		（一社）日本サッシ協会
	（一社）住生活リフォーム推進協会		NPO法人 日本外断熱協会
	（一社）住宅リフォーム推進協議会	（一社）発泡プラスチック建築技術協会	
	（一社）ステキ信頼リフォーム推進協会	（一社）JBN・全国工務店協会	
	（一社）全国古民家再生協会 東京第一支部	全建総連 東京都連合会	
	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都地域住宅生産者協議会	
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合	（一社）東京都中小建設業協会	
	（一社）ベターライフリフォーム協会	（一社）全日本建築士会	
	（一社）マンション計画修繕施工協会	（公社）全日本不動産協会 東京都本部	
	（一社）木造住宅塗装リフォーム協会	NPO法人 耐震総合安全機構	
省エネ・再エネ設備団体	（一社）リフォームパートナー協議会	不動産・建築士団体	（一社）東京都建築士事務所協会
	（一社）リノベーション協議会		（公社）東京都宅地建物取引業協会
	エコ窓普及促進会		（公財）日本賃貸住宅管理協会
（一社）環境共生住宅推進協議会	（一社）不動産流通経営協会		
			（一社）マンション管理業協会

## 別紙 3



# 都の補助金紹介

分類	説明内容	説明部局
新築住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>木材利用ポイント事業について（多摩産材等活用）</b> <span>進捗</span></li> <li>○ <b>東京ゼロエミ住宅導入促進事業</b> <span>拡充</span></li> <li>○ 太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制</li> </ul>	産業労働局 環境局 主税局
既存住宅改修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業</b> <span>拡充</span></li> </ul>	環境局
設備関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>充電設備導入促進事業</b> <span>進捗</span></li> <li>○ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【再掲】</li> </ul>	環境局
住宅市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宅地開発無電柱化推進事業について</li> </ul>	都市整備局
家電の買い替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）</b> <span>拡充</span></li> </ul>	環境局
節電の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業</b> <span>進捗</span></li> </ul>	環境局
既存住宅改修等 プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>東京都既存住宅省エネ改修促進事業</b> <span>進捗</span></li> <li>○ <b>東京都省エネ再エネ普及促進事業補助金</b> <span>進捗</span></li> </ul>	住宅政策本部

凡例：

- 新規 キックオフ会議後に開始した事業
- 拡充 キックオフ会議時から拡充する事業
- 進捗 進捗状況等を紹介する事業
- 追加紹介 既存事業のうち追加紹介する事業

プラットフォーム第3回連絡協議会（R4.12.16）



## 事業概要

多摩産材を一定量以上使用し、環境に配慮した住宅を新築した者に対して、使用した多摩産材及び国産木材の量に応じて、東京の特産物等と交換できるポイント（1ポイント1円相当）を交付する。

## 事業内容

### ○ポイントを交付する住宅の要件

- ・多摩産材を4 m<sup>3</sup>以上使用していること
- ・東京ゼロエミ住宅認証書を取得していること
- ・都内で新築した戸建住宅であること
- ・令和4年4月1日以降に完成していること 等

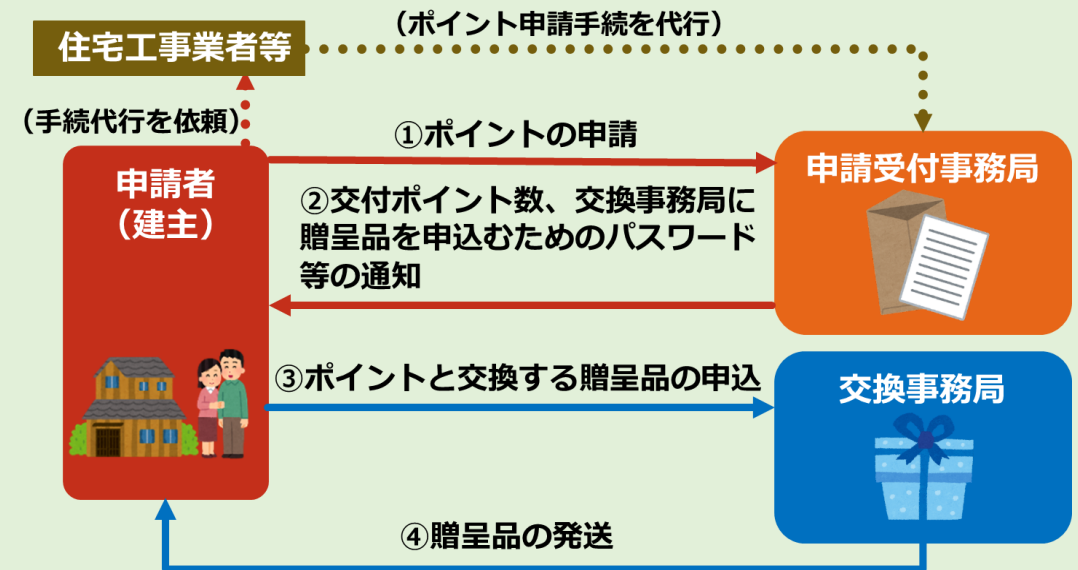
### ○交付ポイント数（住宅1件の交付上限：60万ポイント）

- ・多摩産材の利用量：1 m<sup>3</sup>当たり8万ポイント
- ・国産木材の利用量：1 m<sup>3</sup>当たり1万ポイント

### ○ポイントと交換可能な贈呈品

- ・東京の農林水産物・伝統工芸品、国産木材製品など
- ・都内に事業所を有する技能士が製作した塗り壁、畳、木製建具のいずれかを対象住宅に施すと交付ポイントの一部を商品券と交換可

○令和4年度の申請期限 令和5年2月17日（金）※必着



申請方法や贈呈品の詳細は  
ホームページをご覧ください➡



助成対象住宅	都内の新築住宅（戸建住宅・集合住宅等）。ただし、床面積の合計が2,000㎡未満														
助成対象者	新築住宅の建築主（個人・事業者）														
申請期間	令和5年3月31日（金）まで														
主な助成条件	「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づき「東京ゼロエミ住宅」の各水準に適合する認証を受けた新築住宅であること														
助成金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水準1</th> <th>水準2</th> <th>水準3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建住宅</td> <td>30万円/戸</td> <td>50万円/戸</td> <td>210万円/戸</td> </tr> <tr> <td>集合住宅等</td> <td>20万円/戸</td> <td>40万円/戸</td> <td>170万円/戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>・水準1の注文戸建住宅に限り、前年度に新たに全国で建設した注文戸建住宅の戸数が300戸未満の住宅供給事業者（地域工務店等）が供給する住宅を対象に助成（水準2、3については住宅供給事業者の要件なし）</p>				水準1	水準2	水準3	戸建住宅	30万円/戸	50万円/戸	210万円/戸	集合住宅等	20万円/戸	40万円/戸	170万円/戸
	水準1	水準2	水準3												
戸建住宅	30万円/戸	50万円/戸	210万円/戸												
集合住宅等	20万円/戸	40万円/戸	170万円/戸												
その他	<p>○<b>太陽光発電システム設置への追加補助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象住宅に設置する場合、1棟当たり12万円/kW補助（上限36万円）、3.6kW超は10万円/kW</li> <li>対象住宅がオール電化の場合、1棟当たり13万円/kW補助（上限39万円）、3.6kW超は11万円/kW</li> <li><b>集合住宅（陸屋根）へ設置の場合、架台設置に対して補助上乘せ（+20万円/kW）</b></li> </ul> <p>○<b>蓄電池設置への追加補助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象住宅に設置する場合、機器費の<b>3 / 4 補助（上限15万円/kWh<sup>※1</sup>、120万円/戸<sup>※2</sup>）</b></li> <li>※1 5 kWh未満の蓄電池を設置する場合 19万円/kWh</li> <li>※2 4 kW超の太陽光発電システムとともに設置する場合、上限額は太陽光発電出力 × 30万円/戸</li> </ul>														

■ 制度の詳細や申請様式は、東京都地球温暖化防止活動推進センターのHPに掲載しております。



## 1 事業概要

- 省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、**高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池等**に対して補助を行うとともに、**太陽光発電設備を設置**する場合に補助

## 2 事業内容

補正予算（拡充）：赤字

予断を許さない電力需給の状況からの早期の脱却を目指したHTT・脱炭素化対策強化するため、補助率の引き上げなど事業を拡充

### ①蓄電池

	現行	改正後
蓄電池	機器費の1/2（上限10万円/kWh）	<b>[補助率及び補助上限額引上げ]</b> 機器費及び <b>工事費</b> の <b>3/4（上限15万円/kWh）</b> 5kWh未満の場合、上限額上乘せ（ <b>上限19万円kWh</b> ） <b>[助成対象経費の拡充]</b> <b>工事費</b> を補助対象に追加

### ②太陽熱利用システム・地中熱利用システム

	現行	改定後
太陽熱利用システム	1/2（上限45万円）	<b>[補助上限額引上げ]</b> 1/2（ <b>上限55万円</b> ）補助熱源機を補助対象に追加 <b>[助成対象経費の拡充]</b> 補助熱源機の <b>更新経費</b> を補助（ <b>10万円/台</b> ）
地中熱利用システム	1/2（上限150万円）	<b>[補助率及び補助上限額引上げ]</b> <b>3/5（上限180万円）</b> <b>[助成対象経費の拡充]</b> <b>ヒートポンプエアコンの更新経費</b> を補助（ <b>27.5万円/台</b> ）

### ③太陽光発電設備

**New**

- ・集合住宅に設置の場合、防水工事・架台設置に対して補助上乘せ

助成対象	上限額（上乘せ補助）
防水工事	<b>+18万円/kW</b>
架台設置機器費	<b>+20万円/kW</b>

- ・太陽光発電設備の**パワーコンディショナーの更新経費**を補助 **New**

助成対象	助成率	上限額
パワーコンディショナー	<b>1/2</b>	<b>10万円/台</b>

申請受付開始(予定) : 近日中にHP等でお知らせします プラットフォーム第3回連絡協議会 (R4.12.16)

補正予算（拡充）：赤字		補助メニュー一覧	補助率	補助額（最大）
①	高断熱窓・高断熱ドアへの断熱改修	既存	1 / 3	1 1 6 万円
②	<a href="#">蓄電池の設置</a>	新築・既存	<u>1 / 2 ⇒ 3 / 4</u>	<u>1 0 万円/kWh ⇒ 1 5 万円/kWh</u> <u>(5 kWh未満の場合 1 9 万円/kWh)</u>
③	V2Hの設置 (太陽光、V2H及びEV・PHVが揃う場合は、補助率10/10が適用)	新築・既存	1 / 2	5 0 万円
			1 0 / 1 0	1 0 0 万円
④	賃貸住宅向け断熱改修（先行実装事業）	既存	4 / 5	6 8 万円
⑤	<a href="#">太陽熱利用システムの設置</a>	新築・既存	1 / 2	<u>4 5 万円 ⇒ 5 5 万円</u>
⑥	<a href="#">地中熱利用システムの設置</a>	新築・既存	<u>3 / 5</u>	<u>1 5 0 万円 ⇒ 1 8 0 万円</u>
⑦	<a href="#">パワーコンディショナーの更新経費</a>	<b>既存住宅</b>	<u>1 / 2</u>	<u>1 0 万円/台</u> <span>New</span>

①～④の上乗せ補助

<a href="#">太陽光発電設備の設置</a>	新築住宅	[3.6kW以下の場合] 1 2 万円/kW [3.6kWを超える場合] 1 0 万円/kW (5 0 kW未満) <b>集合住宅への架台設置費 + 2 0 万円/kW</b> <span>New</span>
	既存住宅	[3.75kW以下の場合] 1 5 万円/kW [3.75kWを超える場合] 1 2 万円/kW (5 0 kW未満) <b>集合住宅への架台設置費 + 2 0 万円/kW</b> <span>New</span> <b>集合住宅への防水工事費 + 1 8 万円/kW</b> <span>New</span>

<太陽光発電設備等の機器設置に関する留意点>

- 機器設置にあたっては、ガイドラインを準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守するようお願いいたします。
- 既存住宅に太陽光発電設備を設置する場合、新耐震基準等による建物の強度や、屋根の塗装や葺き替えなどメンテナンスの時期等、施主に丁寧な説明を行っていただくようお願いいたします。

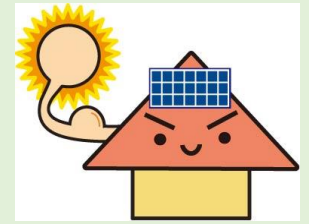
詳細はこちら





## 東京ソーラー屋根台帳

- 建物ごとに**太陽光発電等への適合度**を地図上で色分けし、分かりやすく示したWEBマップ



**【航空写真】**

建物毎に色分け表示  
 赤色：適  
 黄色：条件付き適

太陽光発電と太陽熱利用を選択可能

【地図表示】

建物をクリックするとポテンシャルを表示

屋根の傾斜や日陰の影響も考慮

ポテンシャル値  
 ※一定の条件下でのシミュレーションによる理論値

簡単操作  
住所検索にも対応

航空写真と地図表示を選択可能

表示イメージ	
＜日当たりの良さ＞	適合度(年間予測日射量) 適 (1300 kWh/m <sup>2</sup> /年)
＜ポテンシャル＞	設置可能システム容量(推定) 4.0 kW
太陽光発電システム	年間予測発電量 3978 kWh/年
	一般家庭の電力需要量換算 0.7 世帯分
	年間予測CO2削減量 1.5 tCO <sub>2</sub> /年
＜建物データ＞	建物ID 00000 建築年 1980 建築面積 40.0 m <sup>2</sup>

東京ソーラー屋根台帳 (ポテンシャルマップ)  
<https://tokyosolar.netmap.jp/map/> で公開中  
 ※インターネットが利用できない場合はご相談ください。  
 ご自宅のポテンシャルをご案内いたします。

【お問合せ・ご相談窓口】  
 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター  
 (クール・ネット東京)  
 電話：03-5990-5066

プラットフォーム第3回連絡協議会 (R4.12.16)



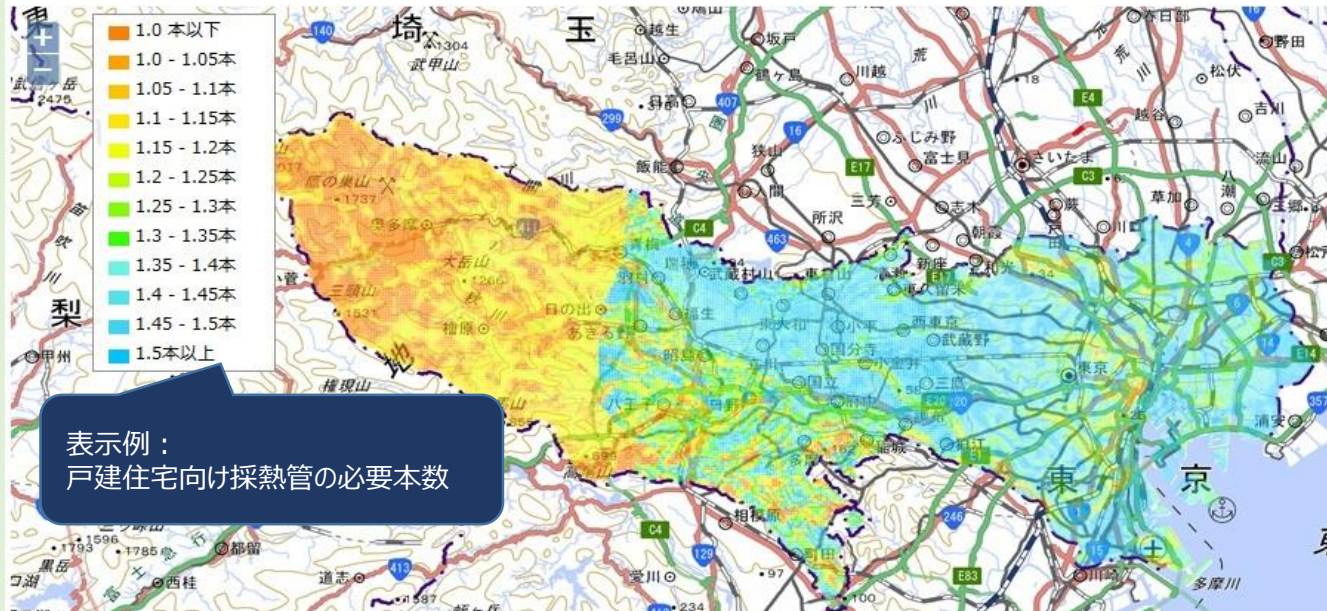
# 【参考】地中熱利用への適合度確認ツール

地中熱は季節による変動が少ない安定した再生可能エネルギーであり、基本、都内全域で利用が可能

## 東京地中熱ポテンシャルマップ

○ 都内における地下の構造の違いによる地中の熱利用のしやすさの違いを地図上で色分けし、分かりやすく示したWEBマップ

表示レイヤ： ボアホール方式（採熱管本数） 住宅



## 地中熱利用に関するパンフレット

### 地中熱利用の仕組みと特徴

**地中熱とは？**  
「地中熱」とは、長い地層中に存在する地中の熱エネルギーです。深さ10m以上の地中の温度は季節に問わずほぼ変化して、夏は外気温より高く、冬は外気温より低い性質を持っています。この夏と冬で異なる地中の温度差を利用するが「地中熱利用」で、冷暖房や給湯、融雪などに利用されます。

**地中熱利用の仕組み**  
ここでは、代表的な汎用性が高いヒートポンプシステム（クローズドループ方式）の仕組みを紹介いたします。

**地中熱利用のメリット**

- ① 節電、省エネCO<sub>2</sub>排出量削減が可能です。
- ② 冷房時に熱を屋外に放出しないため、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。
- ③ 室外機に騒音源のファンがないため、騒音がありません。

■ヒートポンプシステム  
ヒートポンプの循環として空気の代わりに地中熱を利用します。

■クローズドループ方式  
深さ100m程度までの地中層に掘削された管路を掘削し、ヒートポンプ方式で熱交換させながら、設置場所を掘りません。

■主な用途  
住宅、公共の冷暖房・給湯、プール・温浴施設の加熱

### 東京都の地中熱利用に関する取組

東京都では、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ実現に向けたビジョンと具体的取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を2019年に策定しました。2050年に向け、今後10年間の取組が極めて重要であることから、再生可能エネルギーに関して以下の2030年に向けた主要目標を定めています。

**2030年に掲げた主要目標**

- 再生可能エネルギー 50%増
- エネルギー消費 2020年比 50%削減

この目標の達成に向けては、電力の供給側だけでなく需要側の取組も必要であり、その一つとして省エネとCO<sub>2</sub>排出量削減効果が高い地中熱等の再生可能エネルギーの導入を推進しています。

**供給側の取組** ↑ 節電・省エネ + 再生可能エネルギー導入  
需要家の再生可能エネルギー利用促進策による供給拡大

**需要側の取組** ↓ 再生可能エネルギー + エネルギー管理システム等  
地中熱利用の拡大 → 再生可能エネルギー消費量増

東京都では、地中熱利用促進のため以下取組を実施しています。

- 地中熱利用設備に対する補助
- 地中熱等の再生可能エネルギーの有効性に資する情報発信
- 都庁施設への率先的な地中熱利用設備導入

ダウンロードはこちら→



東京地中熱ポテンシャルマップ  
<https://www3.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/> で公開中

### 【お問合せ・ご相談窓口】

産業労働局 産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課  
 電話：03-5320-7783

## 1 事業概要

- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を補助します。同時に、充電設備または共用部の電源として太陽光発電システム及び蓄電池を設置する場合も、経費の一部又は全部を補助します。

## 2 事業内容

### 【集合住宅】充電設備導入費

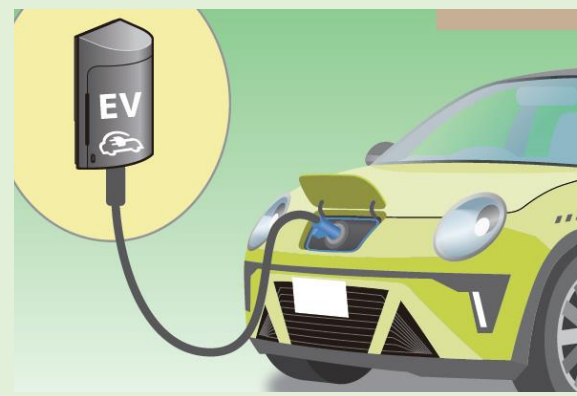
補助対象設備	設備購入費	設置工事費	受変電設備改修費
超急速充電設備	全額 (機種ごとの上限あり)	全額 (上限500万円)	全額 (上限435万円)
急速充電設備		全額 (上限6万円/kwで上限309万円)	
普通充電設備 (V2H含む)	半額 (機種ごとの上限あり)	全額 (コンセント：上限60万円/基) (コンセント以外：上限81万円/基)	

### 【戸建住宅】充電設備導入費

補助対象設備	購入費	工事費
普通充電設備 ※ただし、太陽光発電システムの設置又は再生可能エネルギー100%電力の利用が条件	25,000円/基 (定額)	

### 【集合住宅】太陽光発電システム及び蓄電池

補助対象設備	購入費	工事費
太陽電池モジュール、蓄電池、パワーコンディショナー等 ※ただし、V2Hを導入する場合に限る。	全額 (上限1,500万円※) ※ただし、太陽光発電システム30万円/KW、蓄電池20万円/KWhを上限とする。	



## 1 事業概要

- 省エネ性能の高い**エアコン**、**冷蔵庫**及び**給湯器**並びに**LED照明器具**への買換えに対し、商品券等に交換可能な「東京ゼロエミポイント」を付与します。  
（受付期限：**令和6年3月31日（日）** ※ただし予算が無くなり次第終了 **事業期間延長**



## 2 事業内容

### 対象機器

- エアコン
- 冷蔵庫
- 給湯器
- LED照明器具



東京ゼロエミポイント

検索

**コールセンター：0570-005-083**（IP電話からのお問い合わせ：03-6634-1337）  
（受付時間 9時から17時まで（ただし年末年始は除く））



## 事業概要

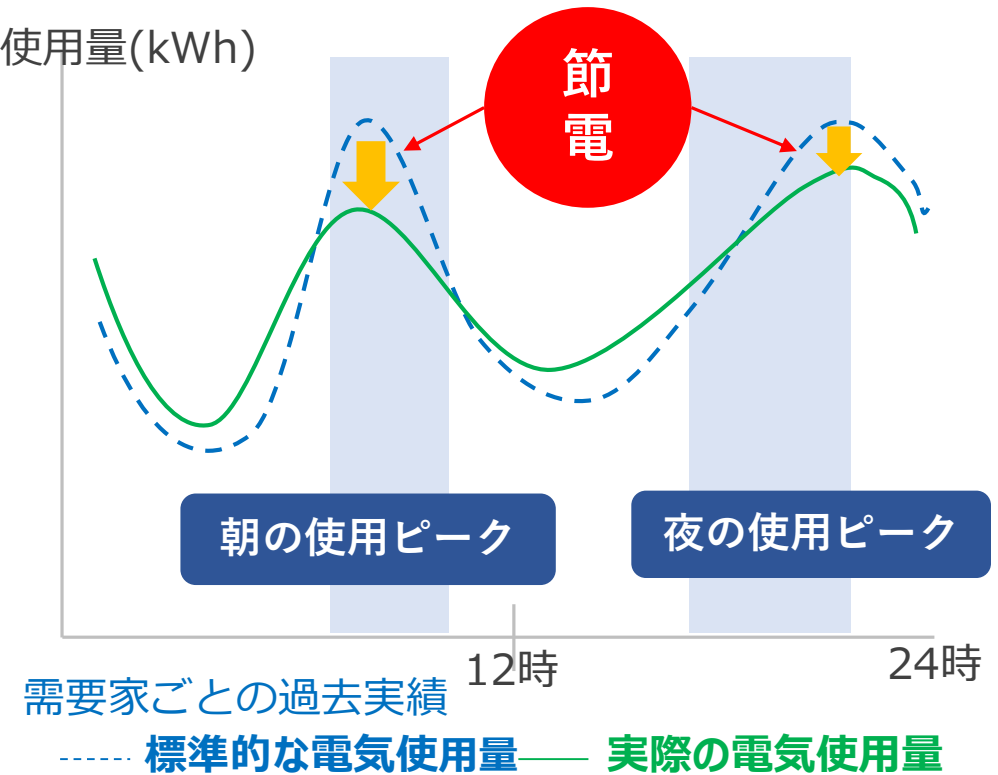
- ・電力ひっ迫の恐れがあるとき等は、アイロンなど消費電力が大きい家電の使用を控える節電行動に加えて、電化製品を使用する時間をずらすといったデマンドレスポンスの行動が重要
- ・都は、デマンドレスポンスの取組を拡大するため、需給状況に応じたタイムリーな節電要請を行う電気事業者に対し、節電に応じた家庭等の需要家に上乘せポイント付与等する取組及びそのシステム構築を補助

## 都民の皆様へ

- ・夏季・冬季それぞれの節電キャンペーンにおいて、5日以上節電を達成したご家庭は、1,000円※相当のポイント（再生可能エネルギー100%の契約等の場合は2,000円※）が小売電気事業者等からもらえます。
  - ・キャンペーンへの参加には、契約先の電気事業者が本事業に申し込んでいる必要があります。
- 対象となる電気事業者は以下のリンクからご確認ください。

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand\\_response](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response)

・電気事業者からの受付は令和4年7月15日から実施しています。





## 事業概要

- ・省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修工事に補助（診断、設計、改修工事は独立して申請可）
- ・補助対象に「ZEH水準を満たす部分改修」を追加（11月）

## 事業内容

○補助対象者：住宅の所有者、マンション管理組合等

○省エネ診断、省エネ設計：補助率 2/3

○省エネ改修：開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事

※全体改修（BELS評価）または部分改修（仕様規定）

※開口部の断熱化が必須（部分改修の場合、2か所以上）

※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下

※改修後に耐震性が確保されることが必要（計画的な耐震化を行うものを含む）

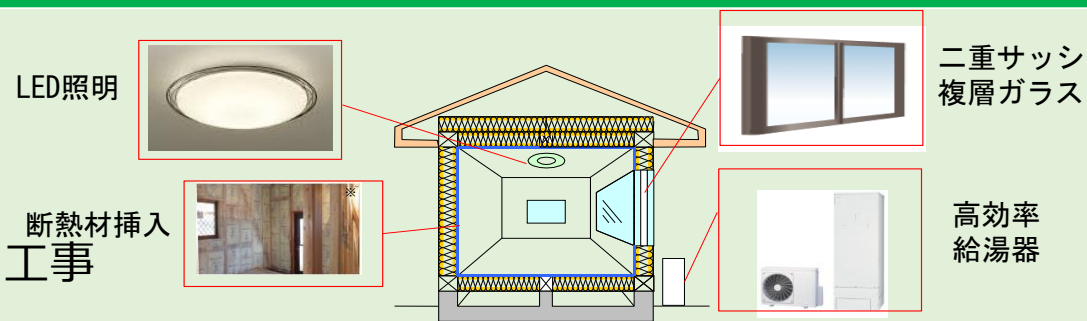
・補助率：マンション 1/3、戸建て住宅等 23%

・補助限度額：右表のとおり

\* 区市町村補助実施の場合、補助率加算

○申込期間：令和4年7月14日～令和5年1月20日

※部分改修（ZEH水準）の補助については、東京都住宅政策本部HPに掲載しました



【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,000円/戸	1,025,000円/戸
共同住宅	3,800円/㎡	5,000円/㎡
マンション	5,600円/㎡	7,400円/㎡

（国+地方の補助額（戸建・共同住宅：交付率23%、マンション：同1/3））

【参考：住宅金融支援機構】省エネ改修に対する低利融資制度を創設【令和4年10月受付開始】



## 事業概要

プラットフォーム会員団体が行う、省エネ・再エネ住宅普及促進に要する費用の一部を補助

## 事業内容

※営利を主目的とする事業は対象外

○補助対象：右表

○補助率：2/3

○補助上限額：3,500千円

○申請期間：～令和5年1月31日（火）

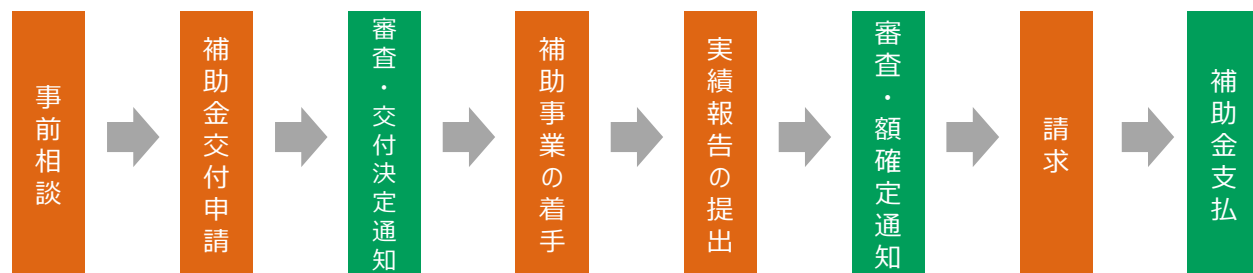
○活用状況：6団体交付決定済み

※事前相談～交付決定：1～2週間程度

補助事業	対象事業（例）	対象経費（例）
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー開催</li> <li>パンフレット作成</li> <li>HP作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー開催に要する費用（講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費）</li> <li>パンフレット作成に要する費用</li> <li>HP作成に要する費用</li> </ul>
相談窓口等設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置</li> <li>研修会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置に要する初期費用（備品の購入費）</li> <li>研修会開催に要する費用</li> </ul>
技術力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術支援講習会（施工技術、省エネ計算）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術支援講習会に要する費用（講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費）</li> </ul>

### 「申請手続きの流れ」

申請団体      東京都



### 「お問合せ先」

東京都住宅政策本部計画課  
（プラットフォーム事務局）

電話：03-5320-5458

MAIL：S1090501@section.metro.tokyo.jp

### 「補助金HP」



## 普及啓発事業に要する経費

- **セミナー開催に関わる内容** ←最も申請件数が多い  
講演料、開催案内のチラシ制作/印刷、配布資料作成/印刷、WEB受講者向け配布資料送料、セミナー動画制作/HP更新、セミナーで使用する動画作成（補助金申請、断熱リフォーム）
- **イベント開催に関わる内容**  
イベント案内チラシやポスター制作/印刷、展示パネル作成、断熱やZEHに関する冊子製作、マンション省エネ改修冊子制作、ポストカード制作/印刷、イベント看板製作、参考事例収集のための断熱診断/改修提案作成、会場設営費、展示用備品（すのこ、衝立）、発電機レンタル、外注運営スタッフ
- **HP更新**

## 相談窓口等設置事業に要する経費

- **既設HPの相談窓口の更新、問合せメルアド追加、チャットボット機能追加など**  
(特に新規設置に限定していない)

## 技術力向上事業に要する経費

- **技術セミナー開催に関わる内容**  
講演料、開催案内のチラシ制作/印刷、セミナー動画制作/HP更新

## ▶プラットフォームのホームページ

- ・省エネ・再エネ**住宅**に関する補助制度
- ・補助制度のまとめサイト 等を紹介



## ▶HTTのホームページ

省エネ・再エネ**全般**に関する補助制度等を紹介



## Tokyo Cool Home 家庭向けの取組・支援一覧

### 暮らし方・住まい

- 取組** 省エネな暮らし方
- 取組** 生活スタイルに合わせた電気代節約（契約アンペアの見直し）
- 取組** 家電製品の省エネ
- 支援** 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
- 支援** 東京ゼロエミ住宅導入促進事業
- 支援**  都市居住再生促進事業【住宅政策本部】（外部サイト）
- 支援**  マンション改良工事助成【住宅政策本部】（外部サイト）
- 支援**  既存住宅省エネ改修促進事業【住宅政策本部】（外部サイト）
- 支援**  省エネ改修工事をした住宅に対する減額（固定資産税の減額）【主税局】（外部サイト）
- 支援**  太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制（不動産取得税の減免）【主税局】（外部サイト）
- 取組**  東京ソーラー屋根台帳（外部サイト）

### 家電の買い替え

- 支援** ゼロエミポイント事業

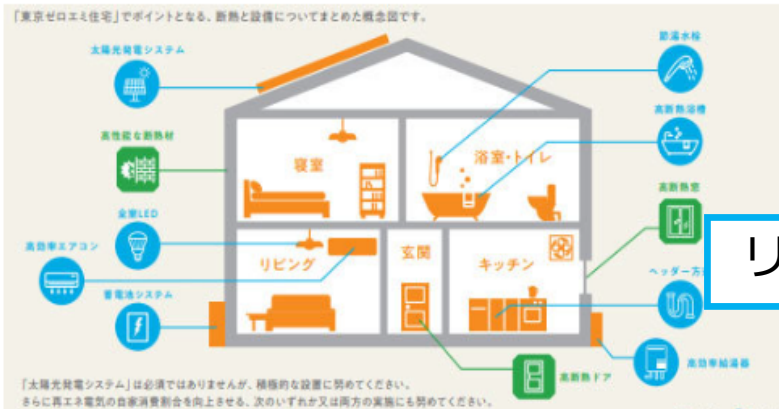
### 再エネ（再生可能エネルギー）

### 都の関連施策（補助制度等）

#### 1 省エネ・再エネ住宅の普及促進に関する補助制度等

##### (1) 主な補助制度（住宅関連）等（この他の補助制度等は[こちら](#)（HTT等）をご覧ください）

- [東京ゼロエミ住宅導入促進事業（環境局HP）](#)  
 ☞ 都内にゼロエミ住宅※を新築する方に対して、経費の一部を補助します。  
 ※ 高い断熱性能の断熱材や窓を用いたり、省エネ性能の高い照明やエアコンなどを取り入れた人にも地球環境にも優しい都独自の住宅です。
- [太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制（主税局HP）](#)  
 ☞ 再生可能エネルギーの利用促進及び東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援するため、一定の要件を満たす場合、不動産取得税を最大で全額減免します。



リンク先

##### (2) 施策や補助制度等をまとめて紹介しているサイト

- [Tokyo Cool Home & Biz ～HTT<H減らす・T創る・T蓄める>～（環境局HP）](#)  
 ☞ 電力を<①減らす・②創る・③蓄める>（HTT）観点から、家庭向けに「Tokyo Cool Home」、事業者向けに「Tokyo Cool Biz」として、補助制度等を紹介しています。

- 第3回連絡協議会 : 12月16日 \*本日開催
- 第4回連絡協議会 : 2月中旬予定 ← 次年度の予算案情報提供、団体活動共有、トピックAgendaは調整中
- 第3、4回分科会 : 2月～3月予定 ← 改めての団体ヒアリングにてテーマ決定  
 (案1) 木造戸建て住宅の基礎、壁(筋交い)  
 (案2) 高断熱住宅(北海道などの事例)

	令和4年 4月～6月	7月～9月	10～12月	令和5年 1月～3月
会議体	● (第1回) キックオフ会議 ★ 設立	● (第2回) 連絡協議会	● (第3回) 連絡協議会  〔分科会開催①、②〕	● (第4回) 連絡協議会  〔分科会開催③、④〕
主な活動内容	ホームぺージ開設・メルマガ配信(4回配信済み) → <b>ホームぺージ更新</b>			
	各団体: 普及啓発、相談窓口の設置、技術力向上に関する取組			
	夏季の省エネ 普及啓発		冬季の省エネ 普及啓発	

更新原稿の確認依頼を12/23予定、年明け1/10日途にご返答願います